

報 告 第 2 号

高知県高等学校等奨学金及び当該奨学金に附帯する延滞利子の未収金
債権に係る高知県債権管理条例に基づく債権放棄について

高知県債権管理条例第 14 条の規定に基づき、令和 2 年度に債権放棄を行った
高知県高等学校等奨学金及び当該奨学金に附帯する延滞利子の未収金債権に係
る債権放棄について、別紙のとおりご報告します。

高知県高等学校等奨学金及び当該奨学金に附帯する延滞利子の未収金債権 に係る高知県債権管理条例に基づく債権放棄について

令和2年度中に、高知県債権管理条例第14条の規定に基づき、高知県高等学校等奨学金及び当該奨学金に附帯する延滞利子の未収金債権を放棄しました。

1 債務者及び金額等

番号	債務者の住所及び氏名	金額	債権放棄事由 (条例第14条該当条項)	放棄決定の日
1		234,700円 (うち延滞利子 36,700円)	第1項第2号	令和3年3月31日

2 債権整理に向けた取組

(1) 高知県債権管理条例(以下「県条例」という。)の制定(平成29年2月議会で議決)

第14条 知事等は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該非強制徴収債権及びこれに係る損害賠償金等の額の合計額が500万円以下であるときは、当該非強制徴収債権及び損害賠償金等を放棄することができる。

(1) 第11条に規定する徴収停止の措置をとった日から3年を経過した日以後においても、なお同条各号のいずれかに該当する事由があると認められるとき(消滅時効の期間が経過するまでに同条各号のいずれかに該当しなくなると見込まれる事由があるときを除く。)

(2) 破産法(平成16年法律第75号)第253条第1項、会社更生法(平成14年法律第154号)第204条第1項その他法令の規定により債務者が当該非強制徴収債権につきその責めを免れたとき。

(3) 債務者が死亡し、当該債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用及び当該非強制徴収債権に優先して弁済を受ける他の債権の価額の合計額を超えないと見込まれるとき。

2 知事等は、私債権のうち消滅時効の期間が経過したもの(債務者が援用をしていないものに限る。)について、次の各号のいずれかに掲げる事由があると認められるときは、当該私債権及びこれに係る損害賠償金等の額の合計額が500万円以下であるときは、当該私債権及び損害賠償金等を放棄することができる。

(1) 強制執行の対象となる財産がないとき。

(2) 強制執行をすることによって債務者の生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。

(3) 債務者の所在が不明であるとき。

※ 債権放棄は年度末に一括して行い、6月議会で報告すること、また、その際、要配慮個人情報に該当する場合は、債務者の住所氏名の記載を省略することについて、平成29年10月12日議会運営委員会において説明済み。

(2) 全庁的な取組

平成 29 年 4 月 25 日に開催された「平成 29 年度第 1 回税外未収金対策幹事会」において、平成 29 年度の取組方針等が決定され、回収の見込みのない債権については、県条例の規定に基づき、債権放棄を推進することが確認された。

また、令和 2 年 8 月 18 日に開催された「令和 2 年度第 1 回税外未収金対策幹事会」において、令和 2 年度の取組方針等が決定され、回収の見込みのない債権については、同様に、県条例の規定に基づき、債権放棄を推進することを確認した。

3 令和 2 年度に行った債権放棄及び不納欠損処理

高等学校等奨学金は、高等学校等において経済的な理由により修学が困難な生徒に対し、奨学金を貸与するもので、返還は原則、貸与期間が満了した半年後から始まる。

当該債務者は、平成 20 年 4 月から平成 23 年 3 月までの間に計 648,000 円の貸与を受け、平成 23 年 10 月から月額 6,000 円の返還を開始、計 450,000 円の納付があった。

しかし、その後、平成 30 年 5 月 1 日の入金（平成 29 年 12 月分）を最後に返還が滞り、奨学金元金 198,000 円及び延滞利子 36,700 円を滞納するに至った。

今回の案件は、債務者及びその連帯保証人 2 名が破産法による免責を許可された案件である。債務者は、令和 2 年 2 月 5 日に高知地方裁判所から破産法による免責を許可され、連帯保証人 2 名のうち 1 名は令和 2 年 2 月 5 日に、もう 1 名の連帯保証人は令和 2 年 5 月 21 日にそれぞれ高知地方裁判所から破産法による免責を許可された。

令和 2 年 11 月 17 日に開催された「令和 2 年度第 1 回高知県税外未収金対策幹事会債権管理推進部会」において、県条例第 14 条第 1 項第 2 号に基づく放棄案件として報告を行った。

同部会での審議の結果、県条例第 14 条第 1 項第 2 号に規定する放棄要件を満たすことが確認され、令和 3 年 3 月 31 日付けで延滞利子を含む 234,700 円の債権放棄を行うとともに、令和 3 年 4 月 7 日付けで奨学金元金 198,000 円の不納欠損処理を行った。

4 未収金債権に対する今後の取組

債務者及び連帯保証人への文書や電話による納付指導等を行うほか、債権回収の強化策として、回収困難な案件に係る債権回収業務を弁護士に委託する。